

平成20年度

草津市路上喫煙対策委員会

人権環境部

草津市路上喫煙の防止に関する条例

(平成19年草津市条例第34号)

(目的)

第1条 この条例は、路上喫煙の防止により、路上喫煙による身体および財産への被害の防止ならびに健康への影響の抑制を図り、もって市民等の安心かつ安全で健康な生活の確保に寄与することを目的とする。

(路上喫煙禁止区域の指定)

第5条 市長は、市民等の身体および財産への被害を防止し、または市民等の健康への影響を抑制するため、特に路上喫煙を禁止する必要があると認められる区域を路上喫煙禁止区域として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、期間または時間を限って行うことができる。

3 市長は、路上喫煙禁止区域を指定したときは、規則で定める事項を告示する。

(路上喫煙禁止区域における路上喫煙の禁止)

第7条 市民等は、路上喫煙禁止区域において路上喫煙をしてはならない。



草津市路上喫煙の防止に関する条例施行規則

《草津市路上喫煙対策委員会》

路上喫煙禁止区域の指定、変更、解除に関すること。

1. 草津市路上喫煙の防止に関する条例の概要について

(1) 条例制定の背景

- ・平成15年5月に「健康増進法」が施行され、公共施設や劇場、飲食店など多くの人が集まる場所では喫煙が制限されるなかで、分煙や喫煙の「受動喫煙対策」が進んでいること。
- ・また、平成18年12月の市議会定例会において、「路上喫煙禁止条例の制定を求める請願」が提出され、採択をいただいたこと。

(2) 条例の趣旨

この条例は、路上喫煙による身体および財産の被害の防止ならびに健康への影響の抑制を図ることにより、市民等の安心かつ安全で健康な生活の確保に寄与することを目的としており、市内全域を視野に入れ、“迷惑喫煙を防止”するモラル条例で、路上喫煙をしないように努めていただく条例である。

また、不特定多数の人が行き交う（集まる）ところを“禁止区域”に指定することを想定している。

・路上喫煙とは？

道路や駅前広場など、歩行者が通行する場所でたばこを吸うことおよび火のついたたばこを持つこと。また歩行中だけでなく、立ち止まっている時や自転車に乗って移動している時の喫煙も含むものであること。

(3) 条例の構成

① 目的（第1条関係）

路上喫煙の防止により路上喫煙による身体および財産への被害防止ならびに健康への影響の抑制を図り、市民等の安心かつ安全かつ健康な生活を確保することを目的とした。

② 定義（第2条関係）

条例に用いられる用語の意義を規定

③ 市の責務（第3条関係）

路上喫煙の防止に関する施策の実施と、市民等および事業者の意識啓発を求めた。

④ 路上喫煙禁止区域の指定（第5条関係）

市長は、特に禁止する必要があると認められる区域を禁止区域に指定することができる旨とした。

また、期間または時間を限って実施することができるとした。

⑤ 路上喫煙禁止区域の指定の変更または解除（第6条関係）

路上喫煙禁止区域の指定の変更または解除規定

⑥ 路上喫煙禁止区域における路上喫煙の禁止（第7条関係）

路上喫煙禁止区域においては、喫煙ができない旨を定めた。

⑦ 委任（第8条関係）

規則委任規定

(4) 条例および規則

・ 条例 <資料2 - 1 >

・ 規則 <資料2 - 2 >

2. 路上喫煙禁止区域の指定について

(1) 禁止区域指定の考え方

① 条例は、道路やその他の公共の場所等において、喫煙をしないよう努力する義務を課すとともに、人通りの多い駅周辺などについては「禁止区域」を設け、喫煙しない義務を課すことができると定めている。

しかしながら、条例制定の趣旨は、路上等における喫煙の迷惑被害の防止や条例の趣旨を理解し、喫煙に対するマナーの向上を期待するもので、あくまでも、喫煙そのものを排除するものではない。

② 「路上喫煙禁止区域」の指定は、喫煙の自由を制限するものであることから、条例の趣旨から不特定多数の人々が

行き交う公共の場所において行うことが必要で、非喫煙者に対する迷惑や危害を与える恐れがあると予測される地域に限定することが必要である。

- ③禁止区域の指定は、大別して面（エリア）で指定する方法と線（道路）で指定する方法とがある。
面で指定するとは、人通りの少ない裏路地等も含む全体の区域を指定することを言う。
線で指定するとは、迷惑や危害を与える恐れがある道路区域等を指定することを言う。

(2) 定点調査結果

- ①調査時間 午前7時30分～同8時30分
②定点調査数および地点 草津駅周辺 8か所（定点調査地点 草津駅周辺 <資料3-1-1>）
南草津駅周辺 3か所（南草津駅周辺<資料3-1-2>）
③調査結果 1時間当たりの歩行者等通行量
・ 定点調査結果一覧表 <資料3-2>

3. 具体的な禁止区域（案）について

以上の考え方や定点調査の結果を踏まえ、

- ・ 禁止区域については、路上喫煙による火傷被害や衣服への財産的な損害、また、受動喫煙による健康への影響が懸念される健康被害の防止などの観点から、恒常的に人通りの多い駅周辺道路（別紙路線）とする。

- ① 禁止区域（路線総延長） 約2.2km（草津駅周辺 約1.6km・南草津駅周辺 約0.6km）
駅前広場 草津駅（東口4,100㎡・西口3,400㎡）
南草津駅（東口6,200㎡・西口（公園含む）10,595㎡）
② 禁止区域（路線） 草津駅周辺 <資料4-1>
南草津駅周辺<資料4-2>

<参考>

1. 路上喫煙市民 200 人意識調査の結果

- ・平成 19 年 6 月に無作為で市民 200 人抽出し、意識調査を実施
- ・配布数 200
- ・回収数 91
- ・回答率 45.5%【回答者のうち、喫煙者は 12 人（13.2%）】
- ・主な回答結果

▼生活や環境への影響について



92.3%の人が「吸い殻の散乱が見苦しい」と感じ、「煙やにおいを不快に思う」が 72.5%、「火傷や衣服を焦がす危険がある」が 63.7%で、いずれも半数を大幅に超える結果であった。

▼被害や危険について



親しい人を含めて、路上喫煙により衣服を焦がすような「被害にあったことがある」人が 6.7%、「被害にあったことはないが、危険を感じたことはある」人が 77.8%であった。

▼対策について



「せめて歩行者が多い路上での禁煙はやめた方がよい」が 40.6%、「市内全域で路上喫煙は一切しない方がよい」が 36.3%、「喫煙者がマナーを守って喫煙すればよい」が 19.8%であった。

2. 草津市路上喫煙の防止に関する条例案に対するパブリックコメントの結果

- ・実施期間 平成19年9月1日から10月1日まで
- ・意見提出者数 6名（意見延べ件数 16件）
- ・主な意見（広報記載分）

主な意見の要約	市の考え方
無条件に、すべての路上喫煙禁止を努力義務にすべき。	喫煙自体を規制するのではなく、ほかの人に迷惑を掛けたり、被害を与えたりしないように、ルールを守って喫煙をするよう促す。
市内全域を路上喫煙禁止区域にすべき。	禁止区域を市内全域とするのは、過剰な規制になります。特に人通りが多く、歩きたばこによるやけどなどの危険性が高く、受動喫煙やたばこのにおいなどが迷惑となる区域を指定したいと考えている。
禁止区域に罰則を設けるべき。	まず、喫煙者に自覚と認識を持ってもらい、マナーアップを図る方策で、禁煙を促したいと考えている。